

株主各位

第149期定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示情報

- I. 会社の新株予約権等に関する事項
- II. 業務の適正を確保するための体制
- III. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- IV. 会社の支配に関する基本方針
- V. 連結株主資本等変動計算書
- VI. 連結注記表
- VII. 株主資本等変動計算書
- VIII. 個別注記表

平成29年6月6日

オリンパス株式会社

上記の事項は、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.olympus.co.jp/jp/ir/stock/meeting/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

I. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 新株予約権の内容の概要

発行決議日	新株予約権の数	目的である株式の種類および数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	行使期間	対象者
平成25年8月8日 (第1回)	401個	普通株式 40,100株	1株当たり 2,940円	1株当たり1円	(注) 1.	取締役および 執行役員
平成26年6月26日 (第2回)	410個	普通株式 41,000株	1株当たり 3,625円	1株当たり1円	(注) 1.	取締役および 執行役員
平成27年6月26日 (第3回)	387個	普通株式 38,700株	1株当たり 4,415円	1株当たり1円	(注) 1.	取締役および 執行役員
平成28年6月28日 (第4回)	395個	普通株式 39,500株	1株当たり 3,582円	1株当たり1円	(注) 1.	取締役および 執行役員

- (注) 1. ①新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日の1年後から10年に限って新株予約権を行使することができます。
 ②新株予約権者が、当社の取締役または執行役員退任後、当社の監査役に就任した場合は、新株予約権を行使することができるのは、監査役の地位を喪失した日の翌日の1年後からの10年間とします。
 ③その他の条件は、「新株予約権割当契約書」において定めるところによります。
 2. 「新株予約権割当契約書」の定めに従い、執行役員の退職により上記新株予約権の数のうち第1回新株予約権が10個、第2回新株予約権が10個、第3回新株予約権が3個、第4回新株予約権が15個、それぞれ減少しています。

2. 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区分	発行回次	個数	目的となる株式の種類および数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権	95個	普通株式9,500株	4名
取締役 (社外取締役を除く)	第2回新株予約権	110個	普通株式11,000株	5名
取締役 (社外取締役を除く)	第3回新株予約権	113個	普通株式11,300株	5名
取締役 (社外取締役を除く)	第4回新株予約権	124個	普通株式12,400株	5名

3. 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区分	発行回次	個数	目的となる株式の種類および数	交付者数
執行役員	第4回新株予約権	271個	普通株式27,100株	19名

- (注) 1. 執行役員には、取締役兼務者は含みません。
 2. 「新株予約権割当契約書」の定めに従い、執行役員の退職により当事業年度中に新株予約権の個数が15個減少しています。

II. 業務の適正を確保するための体制

当社は、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提案し、人々の健康と幸せな生活を実現するという考え方を「Social IN（ソーシャル・イン）」と呼び、すべての活動の基本思想としています。

当社は、この基本思想のもと、当社および子会社（以下、「オリンパスグループ」）の業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図るものとしています。

1. 当社および子会社の取締役ならびにその使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、オリンパスグループの取締役および使用人が法令および定款を遵守して職務を執行する体制を確保するため、オリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範をはじめとする規程類を制定し、内容の浸透を図るとともに、継続的な教育等によりオリンパスグループにおけるコンプライアンス意識の向上を推進します。
- (2)当社は、オリンパスグループのコンプライアンス体制を監督し改善するための組織として、社外取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置します。コンプライアンス推進体制として、コンプライアンス担当役員（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命するとともに、統括部門を設置します。統括部門は「グローバルコンプライアンスマネジメントシステム」に基づいたグループコンプライアンス体制の充実に向けた活動を行います。また、使用人に対する教育やアセスメントに関する取り組みを継続的に実施します。なお、コンプライアンスに関する問題を相談または通報する窓口として社内外にコンプライアンスヘルプラインを設置し、法令違反等が発生または発生する可能性がある場合、使用人は通報することができます。
- (3)当社は、社長をC S R責任者とし、担当役員を委員長とするC S R委員会を設置し、オリンパスグループにおけるC S R活動の取り組み内容、目標設定および評価等を行うため定期的開催します。また、C S R委員会は、高い倫理観を醸成することをはじめ、オリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範を実現するための取り組みを推進します。
- (4)当社は、社長直轄の監査室を設置します。内部監査規程に基づき監査室は、業務全般に関し法令、定款および規程類の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性等につき、当社および国内子会社の内部監査を実施します。また、海外子会社については地域統括会社の内部監査部門が定期的に内部監査を実施します。その監査結果を当社の社長、取締役会および監査役会に報告します。
- (5)当社は、主要な子会社に取締役および監査役を派遣するとともに、子会社の重要事項については内部統制規程に基づき当社が承認することにより、子会社における業務の適正性を確保します。
- (6)当社は、オリンパスグループの財務報告の適正性と信頼性を確保するために、監査室において財務報告に係る内部統制制度における統制活動が有効に機能するための取り組みや運用状況を定期的に評価し、継続的な改善活動を実施します。

(7)当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対して、総務部を所管として弁護士および警察等と連携し組織的に毅然とした姿勢で対応します。また、オリンパスグループとして反社会的勢力排除の社会的責任を果たすため、関連する規程を整備し反社会的勢力排除の取り組みを継続的に実施します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)当社は、法令および文書管理規程等の規程類に従い、文書または電磁的情報の保存および管理を行います。
- (2)取締役および監査役は、文書管理規程に基づき取締役会議事録および決裁書等の重要な文書を常時閲覧できます。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社は、取締役会および経営執行会議等の会議体における慎重な審議ならびに決裁手続きの適正な運用により、オリンパスグループの事業リスクの管理を行います。社長は、取締役会規程に規定されているオリンパスグループの重要事項について、経営執行会議で十分な審議を経たうえで、取締役会に提案します。取締役会は、その提案内容を十分に審議し意思決定を行います。また、社長は、取締役会付議事項以外の重要事項についても、経営執行会議の審議を経たうえで、意思決定を行います。
- (2)当社は、品質、製品安全、輸出管理、情報セキュリティ、安全衛生、環境、災害等のリスクに関して、それぞれ所管する部署を定め、規程類を制定し、オリンパスグループとして予防的リスクマネジメントに取り組むとともに、教育・指導を行うことにより管理します。
- (3)当社は、CSR委員会においてリスクマネジメントに関する計画および施策の報告ならびに審議を行い、オリンパスグループのリスクマネジメント体制の確立、維持を図ります。また、リスクマネジメントおよび危機対応規程に従い、当社および子会社担当部門においてリスクの把握、予防に取り組むとともに、有事の際、すみやかに対処できる体制としています。震災、火災および事故等の災害ならびに企業倫理違反等の重大なリスクが発生した場合、担当部門は、社長をはじめとする経営執行会議メンバーおよび関係者に緊急報告を行い、社長が対策を決定します。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、オリンパスグループの経営目標を定めた中長期の経営基本計画およびその実行計画である年度事業計画について承認します。また、取締役会は年度事業計画の進捗評価のために業績等につき毎月報告を受けます。
- (2)取締役会は、社長およびその他の業務執行取締役の職務の分担を決定するほか、執行役員の職務の分担について承認します。また、その職務の執行状況について報告を受けます。
- (3)取締役会は、決裁規程や組織規程等の規程類により、経営組織および職務分掌ならびに各職位の責任と権限について承認します。また、主要な経営組織から職務の執行状況について報告を受けます。
- (4)当社は、子会社の取締役の職務が効率的に行われるように、グループファイナンス規程を定め、日本、米州、欧州、アジアの地域毎にキャッシュマネジメントシステムを導入しています。

5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1)当社は、関係会社管理規程により子会社に関する管理基準を明確化し、各社の経営状況のレビューを行い、定期的に経営執行会議に報告します。
- (2)当社は、経営執行会議グローバルセッションを定期的で開催することで、子会社から報告を受けます。
- (3)当社は、連結会計規程に基づき、子会社からの適時適切な報告を徹底することにより、オリンパスグループの財務状態および経営成績を的確に把握し、かつ、連結会計方針の適切な維持管理を行います。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置します。更に必要に応じて兼任の使用人を置くことができることとします。また、規程類を定め、次のとおり執行からの独立性を確保するとともに、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保します。

- ①取締役および使用人等は、監査役の職務を補助すべき使用人が監査役の職務を補助するにあたり指揮・命令を行わないものとします。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人の任免、異動、賃金および人事評価等は監査役会の同意を得たうえで決定します。

7. 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- (1)当社の取締役および使用人、子会社の取締役および監査役ならびに使用人は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実について、直接または担当部署を通じすみやかに当社の監査役会に報告します。その他、法令および当社の監査役会が制定する監査役会規程ならびに監査役監査基準に基づき、監査役がオリンパスグループの取締役および使用人に対して報告を求めたときは、当該取締役および使用人はすみやかに監査役に報告します。
- (2)当社は、コンプライアンスヘルプライン運用規程に従い、オリンパスグループにおける重要なコンプライアンス上の問題が生じた場合は、その内容等についてコンプライアンス担当役員が取締役会に報告します。また、通報内容および調査結果を定期的に常勤監査役に報告します。
- (3)当社の監査室は、定期的に当社監査役に対してオリンパスグループにおける内部監査の状況を報告します。また、コンプライアンス担当役員は、必要に応じてコンプライアンスに関する状況を監査役に対して報告します。

8. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、規程類を定め、監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な処遇（解雇、降格、減給等の懲戒処分や不利益な配置転換等の人事上の措置の他、業務に従事させない、専ら雑務に従事させる等の事実上の措置を含む）を行いません。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、規程類を定め、監査役による職務の執行に伴う費用の前払いまたは償還の請求があった場合には、当該監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じすみやかに支出します。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)当社および子会社の取締役および使用人は、監査役によるヒアリングや往査等の調査に応じることで、監査の実効性を確保します。
- (2)当社は、監査役が取締役および会計監査人その他の監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。
- (3)当社は、監査役が取締役会に出席するほか、経営執行会議その他重要な会議に出席し、意見を述べる機会を確保します。
- (4)当社は、監査役の求めに応じて、監査役と子会社の監査役との連携および子会社の使用人からの情報収集の機会を確保します。

Ⅲ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 当社および子会社の取締役ならびにその使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、オリンパスグループ企業行動憲章およびオリンパスグループ行動規範を制定しており、規程類の制定ならびに改定を行いました。また、コンプライアンス委員会を4回開催しコンプライアンス活動状況について報告しました。さらに、グローバルコンプライアンスコミッティを4回開催したほか、コンプライアンスの意識調査やセルフアセスメントをグローバルに実施しました。加えて、経営執行会議メンバーに対するコンプライアンス研修を実施しました。
- ・当社は、社内外に設置しているコンプライアンスヘルプラインにおいて随時通報を受け付け、通報内容および調査結果を監査役に報告しました。
- ・当社は、CSR委員会を開催し、取り組み状況について経営執行会議に報告しました。
- ・当社の監査室は、内部監査規程に基づき、監査計画や監査実施状況等について、社長および取締役会に報告しました。また、内部統制実施方針に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用状況を取締役に報告しました。さらに、監査結果を当社の社長、取締役会および監査役に報告を行いました。
- ・当社は、主要な子会社を取締役および監査役を派遣しているほか、子会社の重要事項についてはオリンパスグローバルルールである内部統制規程および各地域の内部統制規程に基づき、当社において審議しました。
- ・当社は、当社および子会社の新規取引に関して反社会的勢力排除規程に基づいた調査を実施しました。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社は、文書管理規程に基づき、取締役会議事録、有価証券報告書および規程類等の作成および保存を行いました。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、オリンパスグループの重要事項について、経営執行会議で十分な審議を行ったうえで取締役会に上程しています。また、経営執行会議および取締役会を定期的に開催しました。さらに、電子決裁システムによる決裁手続きの適正な運用によりグループの事業リスクの管理を行いました。
- ・当社は、必要な教育・研修および会議体を開催する等によりオリンパスグループとしてリスクマネジメントに取り組みました。さらに、CSR委員会においてリスクアセスメントを実施したほか災害が発生した場合での迅速な対応のための訓練等を実施しました。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役の職務の執行状況について担当役員による報告を行いました。また、次年度の事業計画を策定しました。なお、当期において取締役会を23回開催しました。

5.子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は、子会社から実績の報告を毎月受けたほか、四半期および年間レビューを行いました。また、主要な子会社に取締役および監査役を派遣しています。さらに、経営執行会議グローバルセッションを6回開催し、必要な報告および討議を行いました。

6.当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、従来から監査役室を設置しており、専任の使用人を2名、兼任の使用人を1名配置しています。また、規程に基づき執行からの独立性を確保するとともに、監査役の使用人に対する指示の実効性を確保しました。

7.当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ・当社は、監査役が、取締役、執行役員、使用人および会計監査人との意見交換を必要に応じて実施できるようにしました。また、監査役が、経営執行会議およびグローバルコンプライアンスコミッティ等へ出席する機会を確保しました。さらに、コンプライアンスに関する状況をはじめ、内部通報状況および調査結果を監査役に報告しました。なお、当期において監査役会を24回開催しました。

8.監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、監査役の職務を支える体制に係る規程を定め、監査役に報告したことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いは行っていません。

9.当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役の求めに応じて、必要な費用においては適宜精算しました。

10.その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、監査役の求めに応じ、取締役、執行役員および使用人との意見交換を必要に応じて実施し、監査役の監査の実効性を高めました。また、経営執行会議およびグローバルコンプライアンスコミッティ等へ出席する機会を確保しました。さらに当社の監査役は、関係会社監査役連絡会を3回開催するとともに、子会社の監査役との面談も実施しました。

IV. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社株式の大量買付を行う者が、当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上するのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による当社株式の大量買付に対しては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するため、必要かつ十分な情報提供を要求するほか、適時適切な情報開示を行い、株主の皆さまがこれに応じるべきか否かを適切に判断するために必要な情報や時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他の法令および定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

V. 連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年4月1日 期首残高	124,520	90,940	172,989	△1,122	387,327
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△5,818		△5,818
親会社株主に帰属する当期純利益			78,191		78,191
自己株式の取得				△8	△8
自己株式の処分		3		8	11
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		282			282
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	285	72,373	0	72,658
平成29年3月31日 期末残高	124,520	91,225	245,362	△1,122	459,985

項目	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
平成28年4月1日 期首残高	24,947	△7	△8,686	△21,222	△4,968	428	1,496	384,283
当連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△5,818
親会社株主に帰属する当期純利益								78,191
自己株式の取得								△8
自己株式の処分								11
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								282
株主資本以外の項目の 当連結会計年度中の変動額 (純額)	△15,391	7	△11,995	1,169	△26,210	126	23	△26,061
連結会計年度中の変動額合計	△15,391	7	△11,995	1,169	△26,210	126	23	46,597
平成29年3月31日 期末残高	9,556	-	△20,681	△20,053	△31,178	554	1,519	430,880

VI. 連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 105社

主要な連結子会社の名称 Olympus Corporation of the Americas
Olympus Europa Holding SE
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited

連結範囲の変更

(新規) 1社

当社の持分法適用関連会社であったオリンパスRMS(株)は、当連結会計年度に当社が株式を追加取得したことに伴い、連結子会社に含めています。

(除外) 14社

日本アウトソーシング(株)他1社は、当連結会計年度に当社が保有株式の全てを売却したことに伴い、連結子会社から除外しています。

Olympus Technologies Singapore Pte. Ltd.他4社は、当連結会計年度に他の連結子会社と合併したことに伴い、連結子会社から除外しています。

Olympus Finance Hong Kong Limited他6社は、当連結会計年度に清算したことにより、連結子会社から除外しています。

(2) 非連結子会社の状況

主要な非連結子会社の名称 オリンパスサポートメイト(株) 他1社

非連結子会社2社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響額が軽微であるため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数 2社

主要な会社等の名称 Olympus Opto Systems India Private Limited
ソニー・オリンパスメディカルソリューションズ(株)
当社の持分法適用関連会社であった(株)アダチは、当連結会計年度に当社が保有株式の全てを売却したことに伴い、持分法適用の範囲から除外しています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社オリンパスサポートメイト(株)他1社は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用から除外しています。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ①有価証券
- 満期保有目的の債券 ……………償却原価法
 - その他有価証券
時価のあるもの ……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの ……………移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。
- ②デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 ……………時価法
- ③たな卸資産 ……………主として先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
- 1) 車両運搬具、工具及び備品……………主として法人税法に基づく耐用年数によっています。
 - 2) その他の有形固定資産 ……………主として機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。
- ②無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法
主として経済的見積耐用年数によっています。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）によっています。
- ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していま
リース取引に係るリース資産 ……………す。

(3) 重要な引当金の計上方法

- ①貸倒引当金
売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ②製品保証引当金
販売済製品に対して保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、所定の基準により計上しています。
- ③役員退職慰労引当金
国内の連結子会社においては、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しています。

④事業整理損失引当金

当社グループの行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しています。

⑤訴訟損失引当金

訴訟の進行状況等に鑑み、訴訟等に係る損失に備えるため、必要と認められる金額を合理的に見積り、損失負担見込額を計上しています。

⑥ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による売上値引に備えるため、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①重要な繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費 ……支出時に全額費用として処理しています。

②退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による按分額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として5年）による按分額を翌連結会計年度より費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額に係る調整累計額に計上しています。

③収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に……主としてリース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によってい
係る収益の計上基準 ……ます。

④重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っています。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たすものについて、特例処理を採用しています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ……為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象 ……外貨建金銭債権債務の予定取引、借入金

ヘッジ方針

デリバティブに関する権限及び取引限度額を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、並びに金利変動リスクをヘッジしています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、主に5年から20年の間で均等償却しています。

⑥消費税等の会計処理

税抜き方式によっています。

⑦連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社をそれぞれ連結納税親会社とする連結納税制度を適用しています。

追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 284,964百万円

2. 偶発債務

(1) 保証債務

(相手先)	(内容)	(金額)
従業員	住宅資金借入金等	22百万円
計		22百万円

(2) 訴訟

当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、このうちの一部については訴訟の進行状況等に鑑み、訴訟損失引当金を計上しております。また、その他の訴訟についても、今後の進行状況等によっては引当金を計上すること等により当社の連結業績に影響が生じる可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積ることはできません。

(3) 米国における十二指腸内視鏡に関する調査

当社グループが製造・販売している十二指腸内視鏡に関して、平成27年3月及び8月に、当社の子会社であるオリンパスメディカルシステムズ株式会社宛てに米国司法省より情報の提供を求める旨の召喚状が発行され、その後、同省による事実関係の調査が継続しています。今後の進行状況等によっては、当社の連結業績に影響が生じる可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積ることはできません。

3. 受取手形割引高 148百万円

(うち輸出為替手形割引高) 148百万円

4. 貸倒引当金

貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「その他」に計上された長期未収入金7,211百万円に対する回収不能見込額であります。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 342,671,508株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月28日 定時株主総会	普通株式	5,818	17	平成28年3月31日	平成28年6月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成29年6月28日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を次のとおり提案しています。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	9,583	利益剰余金	28	平成29年3月31日	平成29年6月29日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる
株式の種類及び数
普通株式 151,800株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な預金等を中心に資金運用を行っており、銀行等金融機関からの借入及び社債により資金を調達しています。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、内部規程に沿ってリスク低減を図っています。また、投資有価証券は四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び事業投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しています。なお、デリバティブは内部規程に従い、実需の範囲で行うこととしています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、重要性が乏しいもの並びに時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません。（注）2.をご参照ください）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	199,431	199,431	—
(2) 受取手形及び売掛金	137,924	137,924	—
(3) 投資有価証券	27,835	27,835	—
資産計	365,190	365,190	—
(4) 支払手形及び買掛金	41,596	41,596	—
(5) 短期借入金	2,409	2,409	—
(6) 社債	25,000	25,094	94
(7) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）	258,948	260,112	1,164
負債計	327,953	329,211	1,258
(8) デリバティブ取引	(603)	(603)	—

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及び投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

(7) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(8)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっています。

(8) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、契約を締結している取引先金融機関から提示された価格によっています。金利スワップの特例処理、外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引について、ヘッジ対象と一体として取扱い、当該デリバティブ取引の時価をヘッジ対象の時価に含めて記載しています。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式	70
② その他	970
合計	1,040

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには多大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、〔(3)投資有価証券〕には含めていません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	1,252.96円
2. 1株当たり当期純利益	228.47円

重要な後発事象に関する注記

株式取得による会社の買収

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社である米国Olympus Corporation of the Americas（以下、「OCA」）が、買収のために米国に設立した合併準備会社（以下、「合併準備会社」）を通じて、米国の手術室向け画像マネージメントシステムインテグレーター会社であるImage Stream Medical, Inc.（本社：米国マサチューセッツ州、CEO：Eddie Mitchell、以下「ISM社」）と合併準備会社を合併させることにより、存続会社たるISM社をOCAの完全子会社とすることを決議し、同日付でOCA、合併準備会社、ISM社との間で合併契約を締結いたしました。

1. 株式取得の目的

当社は、平成28年3月30日に公表した2016経営基本計画（以下、「16CSP」）において、将来の持続的な発展に向け、足下固めと攻めの事業ポートフォリオを構築し、企業価値を向上させていくことを掲げております。当社は今回の買収により、ISM社が医療現場で培ってきたIP映像配信技術とそのシステムインテグレーションの事業基盤を獲得することで、16CSPで当社が掲げた「手術室システムインテグレーション」の強化を図り、より良い医療環境を提供することで、世界の人々の健康・安心と心の豊かさの実現を通して社会に貢献してまいります。

2. 買収する会社の名称、事業内容、規模

- (1) 名称：Image Stream Medical, Inc.
- (2) 事業内容：手術室向けの映像マネージメント機器、システムインテグレーションソリューションの提案、販売、納入、メンテナンスサービス
- (3) 売上高：約31百万米ドル（2016年12月期）

3. 株式取得の時期

平成29年6月上旬（予定）

4. 取得価額及び取得後の持分比率

- (1) 取得する株式の数：100株
- (2) 取得価額：78百万米ドル（最大で87百万米ドル）
上記金額は事業価値評価額であり、取引実行時にその時点における純有利子負債及び運転資金等の価格調整を行う予定です。また、ISM社の開発及び販売の進捗に応じ、最大金額を上限として追加で対価を支払う可能性があります。
- (3) 取得後の持分比率：100%

5. 支払資金の調達及び支払方法

手元資金を充当

その他の注記

1. 証券訴訟関連損失

当社は、過去の損失の計上を先送りするために平成13年3月期から平成24年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書に虚偽記載を行ったことにより損害を受けたとして、複数の個人及び機関投資家から損害賠償の請求を受けています。「証券訴訟関連損失」6,922百万円は当該損害賠償請求に関連する損失であり、その主な内訳は和解金です。

2. 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
処分予定資産	その他無形固定資産	東京都	230

当社グループは、原則として、事業資産においては主としてセグメントの区分ごと、処分予定資産においては廃棄・売却等により処分が予定されている資産ごと、遊休資産は個別資産ごとにグルーピングしています。

当連結会計年度において、処分予定資産について、廃棄の意思決定が行われたため帳簿価額を零として評価しています。

3. 企業結合関係

事業分離

平成28年10月31日、当社は連結子会社であるNOC日本アウトソーシング株式会社（以下、「NOC」）の株式をロングリーチグループに譲渡しました。

(1) 事業分離の概要

①分離先企業の名称

株式会社LNホールディングス

（株式会社LNホールディングスは、ロングリーチグループが運用する投資ファンド傘下の会社です）

②分離した事業の内容

総合アウトソーシング事業、人材サービス、オリンパス向けシェアードサービス

③事業分離を行った主な理由

当社は、平成28年3月30日に公表した2016経営基本計画（以下、「16CSP」）の重点戦略の一つとして「必要経営資源の適時確保・最大活用」を掲げ、医療事業における成長領域への経営資源の重点投入を進めております。

一方、NOCは昭和63年の設立以来、アウトソーシング事業と人材サービス事業を中心に事業を展開し、市場より高い信頼を得ておりますが、16CSPのもとでは当社の中心領域に位置づけられておらず、競争激化が進むアウトソーシング業界において、競争力を維持し、更なる成長を図っていくために十分な投資を行っていくことが難しい状況にあります。

NOCが本来持つポテンシャルを最大限発揮し、企業価値・顧客価値の最大化を図るため、事業支援と投資という専門的な立場から、企業の成長と競争力の強化に豊富な実績と強みを持つロングリーチグループのもとで更なる成長を実現する機会を得ていくことが最善の方向性と判断しました。

④事業分離日

平成28年10月31日

⑤法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

①移転損益の金額

3,844百万円

②移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	2,633百万円
固定資産	347
資産合計	2,980
流動負債	1,704
固定負債	194
負債合計	1,898

③会計処理

NOCの連結上の帳簿価額と売却価額との差額を関係会社株式売却益として特別利益に計上しております。

(3) 当連結会計年度に係る連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 3,580百万円

営業利益 196百万円

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人税特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する連結会計年度から平成31年10月1日以後に開始する連結会計年度に延期されました。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありませんが、国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,359百万円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

Ⅶ. 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金		
平成28年4月1日期首残高	124,520	90,940	0	90,940	1,328	132,391	133,719
当期変動額							
剰余金の配当						△5,818	△5,818
当期純利益						99,375	99,375
自己株式の取得							
自己株式の処分			3	3			
圧縮記帳積立金の取崩					△87	87	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	3	3	△87	93,644	93,557
平成29年3月31日期末残高	124,520	90,940	3	90,943	1,241	226,035	227,277

項目	株主資本		評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
平成28年4月1日期首残高	△1,122	348,057	24,164	△7	24,157	428	372,642
当期変動額							
剰余金の配当		△5,818					△5,818
当期純利益		99,375					99,375
自己株式の取得	△8	△8					△8
自己株式の処分	8	11					11
圧縮記帳積立金の取崩		-					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△15,342	7	△15,335	126	△15,209
当期変動額合計	0	93,560	△15,342	7	△15,335	126	78,351
平成29年3月31日期末残高	△1,122	441,618	8,821	-	8,821	554	450,993

Ⅳ. 個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券 ……償却原価法

②子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの ……決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの ……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっています。

(2) デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 ……時価法

(3) たな卸資産

……先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

①車両運搬具、工具及び備品 ……法人税法に基づく耐用年数によっています。

②その他の有形固定資産 ……機能的耐用年数の予測に基づいて決定した当社所定の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

法人税法に基づく耐用年数によっています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年から5年）によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 製品保証引当金

販売済製品に対して当社の保証期間内に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したもので、過去のアフターサービス費の実績額を基礎として、当社所定の基準により計上しています。

- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しています。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を翌期より費用処理しています。
- (4) 事業整理損失引当金
一部の子会社の行う事業の整理に伴う損失に備えるため、損失負担見込額を計上しています。
- (5) 訴訟損失引当金
訴訟の進行状況に鑑み、訴訟等に係る損失に備えるため、必要と認められる金額を合理的に見積り、損失負担見込額を計上しています。
- (6) ポイント引当金
顧客に付与されたポイントの使用による売上値引に備えるため、将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 重要な繰延資産の処理方法
株式交付費及び社債発行費 ……支出時に全額費用として処理しています。
- (2) ヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しています。なお、為替予約が付されている外貨建売掛金については、振当処理を行っています。また金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていますので、特例処理を採用しています。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ・ヘッジ手段 ……為替予約取引、金利スワップ取引
 - ・ヘッジ対象 ……外貨建売掛金の予定取引、借入金
 - ③ヘッジ方針
デリバティブに関する権限及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、為替変動リスク、並びに金利変動リスクをヘッジしています。
 - ④ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象の相場変動、キャッシュ・フローとヘッジ手段の間に高い相関関係があることを確認し、有効性の評価としています。
- (3) 消費税等の会計処理
税抜き方式によっています。
- (4) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しています。

追加情報

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 129,272百万円

2. 偶発債務

(1) 保証債務 2,736百万円

上記には関係会社に対する保証予約等2,714百万円が含まれています。

(2) 訴訟

当社の不適切な財務報告の結果、当社に対して当社株主等が訴訟を提起しており、このうちの一部については訴訟の進行状況等に鑑み、訴訟損失引当金を計上しております。また、その他の訴訟についても、今後の進行状況等によっては引当金を計上すること等により当社の業績に影響が生じる可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることはできません。

3. 関係会社に対する短期金銭債権 89,980百万円

4. 関係会社に対する長期金銭債権 8,737百万円

5. 関係会社に対する短期金銭債務 65,978百万円

6. 輸出為替手形割引高 148百万円

7. 貸倒引当金

貸倒引当金のうち7,211百万円は受け皿ファンドに関連した支払手数料のうち過大なものとして投資その他の資産の「長期未収入金」に計上された7,211百万円に対する回収不能見込額であります。なお、当該支払手数料は、複数の受け皿ファンドの外部協力者に支払われたものですが、合意されたものではないため当社は受け皿ファンドの外部協力者に対して請求をしています。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

278,100百万円

仕入高

201,138百万円

その他の営業取引

31,907百万円

営業取引以外の取引による取引高

55,535百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 342,671,508株
2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 435,289株
当事業年度における普通株式の自己株式は、単元未満株式の買取りにより1,982株増加し、ストックオプションの行使により3,300株減少しています。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
たな卸資産	5,703百万円
前払費用	5,323百万円
未払賞与	2,749百万円
有形固定資産	3,964百万円
無形固定資産	3,769百万円
投資有価証券評価損否認	3,671百万円
関係会社株式評価損否認	7,712百万円
貸倒引当金繰入否認	6,426百万円
訴訟損失引当金繰入否認	67百万円
繰越欠損金	16,512百万円
その他	3,260百万円
繰延税金資産小計	59,156百万円
評価性引当額	△21,785百万円
繰延税金資産合計	37,371百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△2,058百万円
固定資産圧縮記帳積立金	△548百万円
前払年金費用	△5,494百万円
その他	△179百万円
繰延税金負債合計	△8,279百万円
繰延税金資産の純額	29,092百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人税特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありませんが、国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,388百万円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Olympus Biotech International Ltd.	所有 直接 100.0	資金の援助	—	—	破産更生債権等 (注1)	3,558

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 破産更生債権等の全額に対し、貸倒引当金を計上しています。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,316円17銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 290円37銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事象はございません。

連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制適用会社であります。

その他の注記

証券訴訟関連損失

当社は、過去の損失の計上を先送りするために平成13年3月期から平成24年3月期第1四半期までの有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書に虚偽記載を行ったことにより損害を受けたとして、複数の個人及び機関投資家から損害賠償の請求を受けています。「証券訴訟関連損失」6,922百万円は当該損害賠償請求に関連する損失であり、その主な内訳は和解金です。